

## 津島 PR 応援団 Instagram（インスタグラム）運用ガイドライン

津島市では、ソーシャルメディアを活用した市の魅力発信を行うため、津島 PR 応援団 Instagram アカウント（以下「当アカウント」という。）を開設する。

### 1 アカウント情報等

(1) アカウント名：津島 PR 応援団【津島市公式】 (@tsushima\_pr\_ouendan)

(2) Instagram アカウント

URL : [https://www.instagram.com/tsushima\\_pr\\_ouendan/](https://www.instagram.com/tsushima_pr_ouendan/)

### 2 アカウント管理・運用者

津島市市長公室シティプロモーション課

### 3 投稿者及び内容

ハッシュタグ『#津島 PR 応援団』（以下「専用ハッシュタグ」という。）を付し、当アカウントをタグ付けした投稿について、本ガイドラインに同意したものとみなし、職員が選考し、当アカウントにて再投稿（リポスト）する。

### 4 写真投稿

専用ハッシュタグを付す投稿写真は、原則として「津島市内で撮影した写真」や「津島に関する写真」とする。

### 5 コメント投稿

(1) 当アカウントへのコメントに対して、必要に応じて返信する場合があるが、全てのコメントに対して返信を保証するものではない。

(2) 当アカウントでは、当市への意見又は質問は取り扱わない。

### 6 投稿写真の利用

当アカウントが再投稿した情報（写真、文章など）に関する知的財産権は、投稿元のアカウント運営者に帰属する。

### 7 禁止事項

利用者が専用ハッシュタグを付した投稿や当アカウントをタグ付けした投稿、又は当アカウントへのコメントをするに当たり、次の事項に該当する内容を禁止する。禁止内容の投稿を行った、又は禁止内容に該当するおそれがあると当アカウント運営者が判断した場合は、事前に通告することなくコメント・当アカウントのタグ付けの削除、利用制限などを行うものとする。

(1) 当アカウントの投稿基準に対して著しく乖離する内容

(2) 法令などに違反又はそのおそれのある内容

(3) 津島市又は第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける内容

(4) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容

(5) 津島市又は第三者の著作権、商標権、肖像権その他知的財産権を侵害する

## 内容

- (6) 人種、思想、信条などの差別又は差別を助長させる内容
- (7) 公序良俗に反する内容
- (8) 虚偽、事実と異なる内容又は単にうわさを助長させる内容
- (9) 本人の承諾なく個人情報特定し、漏えいするなどプライバシーを害する

## 内容

- (10) 有害なプログラムなどを含む内容又は含むと判断される内容
- (11) なりすましアカウントからの投稿と判断される内容
- (12) 当アカウントの運営を妨げ、信頼を毀損するような行為を含んだもの
- (13) 特定のキャラクター又はタレントの権利に接触するおそれのあるもの
- (14) 営利を目的とする内容
- (15) その他アカウント運営者が不適切と判断した内容

## 8 注意事項

- (1) 専用ハッシュタグをつけて投稿された画像は、投稿者の承諾を得たものとして、リポスト、市公式の SNS ページ、ホームページなど当市 PR 制作物に無償で公開・活用する場合がある。この場合において、投稿者に対し原則、個別に連絡はしないものとする。
- (2) 著作権又は肖像権に関するトラブルに関して、当市は責任を負わないものとする。

## 9 免責事項

- (1) 専用ハッシュタグを使用した投稿者の Instagram その他 SNS 上での投稿や、当アカウントを介することで生じた直接的又は間接的な損失について、当市は一切責任を負わないものとする。
- (2) 当アカウントに投稿されたコメントに関して、当市は一切責任を負わないものとする。
- (3) 当市は、当ガイドラインの変更又は当アカウントの運用を中止する場合がある。

## 附 則

このガイドラインは令和3年6月4日から適用します。

## 附 則

このガイドラインは令和4年7月1日から適用します。

## 附 則

このガイドラインは令和6年10月1日から適用します。

## 附 則

このガイドラインは令和6年11月8日から適用します。